

消費者の意識とは

消費に関するトラブルは実に様々であります。消費者の立場として、市民は日頃どんなことに気を付けたり考えたりしているのか実際に声を聞いてみました。

ア パートの退去時に、原状回復費用であるクリーニング代について、不動産業者ともめることがたまにあると聞いたことがあります。

もめない為には、入居時の現状をよく確認する（傷などがあれば写真を撮る）事や契約書をきちんと読む事が大切だと思います。

また、食料品についてはなるべく県産品を消費して地元活性化につながればと思っています。



根間 勝正 さん



長嶺 清香 さん

私 は、以前インターネットで商品を購入して思っていたものと少し違うことがあります。それから、商品を選ぶ際は自分の目で見て選ぶことを心掛けています。

食べ物を買う時は原産国などを気にしています。子どもが産まれてからは特に気になるようになり、県産・国産を買うようにしています。健康に直接影響があるものなので、より安心・安全を求め購入しています。

私 はよくCDや家電などを購入しますが、買い物をする際には無駄遣いをしないように心掛けています。

セール品で安くなっているても、本当に必要かどうかを考えて購入しています。しかし、必要と感じたものは、少々値段が高くても品質が良いものを惜しまず購入します。

その方が、自分のモノに対して「大事にしよう」という気持ちが一層強くなります。



古堅 信伍 さん

人と人のつながりが安全・安心な社会へとつながる

特集の最初のページで「自分は大丈夫!」「自分には関係ない!」そう思っていないか?と問いました。

すべての人は生まれてから一生を通じ消費者であり続けます。

社会で生活し、消費生活を営む以上は、大なり小なりはあると思いますが、何らかの消費トラブルに見舞われる可能性があると認識することが大事です。

消費者は詐欺などに騙されないように周囲で助け合い、また契約をする際には、契約内容をきちんと熟読し分からないことがあれば質問するという積極的な姿勢を持つことが大事です。

万が一、消費者トラブルに巻き込まれてしまった場合で

も、決して一人で悩まないでください。

もしも身内に打ち明けられないような内容であれば、消費者センターや、市の消費生活相談員、警察に相談してください。秘密は守られますし、必ず解決の糸口になります。

消費者トラブル被害を防ぐには、普段からの心の準備が大切であること認識して欲しいと思います。

今回、特集を組むにあたり、消費者、事業者、行政にそれぞれの立場から話しを伺いました。

共通して出てくるのは

「地域一体」

「支え合い」

「見守り」

という言葉から、古き良き時

代の日本を連想する人も多いたのではないのでしょうか。

現代社会においては、少子高齢化に核家族化、コミュニティの希薄化、個人の匿名化など色々な社会問題があります。

この消費者月間という特集を通じて、「地域一体」「支え合い」「見守り」という言葉に象徴される人と人とのつながりがいかに大切であるかという気づきになればと思います。一億総活躍社会、すべての人がそれぞれの強みを活かして挑戦する。そして、多様な主体が連携・協働していくことで、みんなで住みよい安全・安心な街づくりを目指して行きます。

消費者月間パネル展

消費者月間として期間中、浦添市役所1階市民ホールにおいて、消費者トラブルに関するパネル展示や、暮らしに役立つパンフレットの配布などを行います。この機会に消費者トラブルについて学んでみませんか?

展示期間

5月25日(月)~29日(金)

場 所

市役所1階市民ホール

消費トラブルはあなたの身近で発生します。

消費者教育講座のご案内

消費者教育講座とは?

消費生活センター職員及び消費生活相談員等の講師になって、受講者に合わせた講座を開催します。

費用は?

無料です。
旅費、交通費など一切必要ありません。

講座時間は?

1時間~2時間程度ですが、要望に応じて短時間の講座も受け付けます。

講座の場所は?

ご希望の場所へおきますので、会場のご用意をお願いします。食品関係の講座については、実験できるスペースが望ましいです。

申込先

沖縄県消費生活センター
〒900-0036 沖縄県浦添市西3丁目11番1号
TEL 098-863-9212
FAX 098-863-9215
(FAXの場合は郵送の申込書をご利用ください。)
電子申込
http://www.e-formbank.jp/consumerportal/
PkgNavDetail.do?cd=470007&pkgSeq=93071

《消費生活相談窓口》

浦添市消費生活相談窓口

毎週月・水・金曜日 10時~16時
(12時~13時、祝日、年末年始を除く)

1階市民相談室において専門の消費生活相談員による消費生活相談を行っています。
※予約は不要で相談は無料です。

市民相談室

☎851-5059

消費者ホットライン

☎0570-064-370

困った時は、一人で悩まず誰かに相談しましょう。